



# 鳥取県公報

平成17年7月8日(金)  
第7701号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (542) (中部総合事務所県民局) ..... 1
	指定居宅サービス事業者の指定 (543) (東部福祉保健局) ..... 2
	指定居宅介護支援事業者の指定 (544) ( " ) ..... 2
	鳥取県立博物館の特別展示に係る入館料の収納事務の委託 (545) (博物館) ..... 3
教委告示	定例教育委員会の招集 (14) (教育総務課) ..... 3
	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (15) (博物館) ..... 3
内水面漁 管委告示	コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲 (2件) (8・9) ..... 4
公 告	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課) ..... 5
調達公告	公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (文化芸術課) ..... 6
雑 報	行政書士試験の実施 (総務課) ..... 7
正 誤	平成17年6月21日付鳥取県告示第509号中訂正 ..... 9

## 告 示

### 鳥取県告示第542号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年8月17日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成17年7月8日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

- 1 申請のあった年月日  
平成17年6月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 ハウス・ドック
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
上野 昭二
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
東伯郡湯梨浜町大字泊529 - 2

## 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地震・風水害など天災や火災に強い地域づくり、地域防犯対策の促進拡充を図ることにより、住民の生命と財産を守る安全な生活環境を確保することを目的とする。また、高齢者などの社会的弱者へのバリアフリー化の促進拡充を図ることにより、安全で安心して暮らせる生活環境を形成することを目的とする。

## 鳥取県告示第543号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年7月8日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
社会福祉法人八頭町社会福祉協議会 会長 小河壽賀男	八頭郡八頭町宮谷254 - 1	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会 郡家支所	八頭郡八頭町宮谷254 - 1	訪問介護、訪問入浴介護、通所介護	平成17年7月1日
〃	〃	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会 船岡支所	八頭郡八頭町船岡殿159	〃	〃
〃	〃	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会 八東支所	八頭郡八頭町東593 - 1	〃	〃

## 鳥取県告示第544号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年7月8日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人八頭町社会福祉協議会 会長 小河壽賀男	八頭郡八頭町宮谷254 - 1	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会 郡家支所	八頭郡八頭町宮谷254 - 1	平成17年7月1日
〃	〃	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会 船岡支所	八頭郡八頭町船岡殿159	〃

"	"	社会福祉法人八頭町社会 福祉協議会八東支所	八頭郡八頭町東59 3 - 1	"
---	---	--------------------------	--------------------	---

**鳥取県告示第545号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立博物館の特別展示に係る入館料の収納事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年7月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 委託の相手  
株式会社ホープタウン  
株式会社米子しんまち天満屋
- 2 委託年月日  
平成17年7月7日

教 育 委 員 会 告 示

**鳥取県教育委員会告示第14号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成17年7月8日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成17年7月12日（火）午後1時45分～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 平成18年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針について
  - (2) その他

**鳥取県教育委員会告示第15号**

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成17年7月8日から施行する。

平成17年7月8日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

次の表の改正後の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前

口頭による 開示請求を 行うことが できる個人 情報取扱事 務の名称	開示する個人 情報の内容	開示請求 を行うこと ができる 期間	開示請求 を行うこと ができる 場所	口頭による 開示請求を 行うことが できる個人 情報取扱事 務の名称	開示する個人 情報の内容	開示請求 を行うこと ができる 期間	開示請求 を行うこと ができる 場所
略				略			
鳥取県立盲 学校、聾学 校及び養護 学校高等部 入学者選抜	盲学校、聾学 校並びに鳥取 養護学校及び 皆生養護学校 の単一学級に あつては学力 検査の教科ご との得点及び 合計得点並び に面接の結果、 その他の学級 及びその他の 養護学校にあつ ては面接の結果	入学者選 抜受検者 にあつて は入学者 選抜合格 発表日か ら、再募 集入学者 選抜受検 者にあつ ては再募 集入学者 選抜合格 発表日か ら1月間	各県立盲 学校、聾学 校及び 養護学校	鳥取県立盲 学校、聾学 校及び養護 学校高等部 入学者選抜	盲学校、聾学 校並びに鳥取 養護学校及び 皆生養護学校 の単一学級に あつては学力 検査の教科ご との得点及び 合計得点並び に面接の結果、 その他の学級 及びその他の 養護学校にあつ ては面接の結果	入学者選 抜受検者 にあつて は入学者 選抜合格 発表日か ら、再募 集入学者 選抜受検 者にあつ ては再募 集入学者 選抜合格 発表日か ら1月間	各県立盲 学校、聾学 校及び 養護学校
鳥取県美術 展覧会第一 次審査	第一次審査の 総合得点	第一次審 査の審査 結果の通 知日から 1月間	鳥取県立 博物館、 中部教育 事務所及 び西部教 育事務所				

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第8号

平成17年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号に基づき、コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成17年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第6号（コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲について）及び平成17年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第7号（コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲について）は、平成17年7月7日限り廃止する。

平成17年7月8日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

- (1) 鳥取市河原町曳田の佐貫橋より下流の千代川本流
- (2) 佐貫橋より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川（千代川より東側のものに限り、私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、八頭町坂田の大江川の大口堰（以下「大口堰」という。）から取水する用水路と八東川の合流点より上流の八東川本流及び大口堰から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。）及びそれに接続するすべての用水路
- (3) 大口堰から取水する用水路及びそれに接続するすべての用水路

#### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第9号

平成17年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号に基づき、コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成17年7月8日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水と小松谷川の合流点より下流の小松谷川本流

## 公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成17年7月8日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 渡 辺 哲 二

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	認可の期間	
株式会社ケイナン 代表取締役社長 山根安泰	鳥根県仁多郡奥出雲町横田1536	日野郡日野町高尾字シャジキ302 - 1 外24筆 (143,266平方メートル)	結晶片岩 (1,840,509立方メートル)	平成17年6月6日から平成22年6月5日まで	平成17年6月3日
有限会社田栗商事 代表取締役 田栗公雄	東伯郡三朝町大字大瀬950 - 3	倉吉市大原字保木1091 - 7 外4筆、東伯郡三朝町大字大瀬字菅ヶ谷785 外13筆 (166,470平方メートル)	花崗岩 (198,674.4立方メートル) 風化花崗岩 (75,968.6立方メートル)	平成17年6月14日から平成20年6月13日まで	平成17年6月14日

## 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成17年7月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 業務の概要

- (1) 業務名 鳥取県立童謡館展示演出用音響システム更新業務委託
- (2) 業務場所 鳥取市西町三丁目202
- (3) 業務内容

鳥取県立童謡館の展示物のうち、「鳥取の音楽家の部屋」及び「大正の部屋」の演出に係る音響システム（以下「システム」という。）の更新に係る実施設計、制御プログラム等の作成及び機器の設置調整等の業務を行う。

- (4) 履行期間 契約日から平成17年11月30日まで
- (5) 委託料 2,600,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 2 参加資格

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県内に本店、支店又は営業所を有している者であること。
- (3) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく入札参加資格のうち家庭電器、情報処理サービス、イベント・公告・企画のいずれかに係るものを有する者であること。
- (4) 平成17年7月8日（金）から同年8月5日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### 3 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、鳥取県文化観光局職員及び有識者で構成する鳥取県立童謡館展示演出用音響システム更新業務委託企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）で、次の事項について行う。

- (1) システムの更新業務についての基本的な考え方
- (2) システムの更新事業全体に係る総事業費の縮減についての考え方
- (3) 更新後のシステムの維持管理費の縮減についての考え方
- (4) トラブル発生時における対応についての考え方

### 4 最優秀企画提案者の選定

最優秀企画提案者の選定は、評価委員会で次の事項を総合的に勘案して、最も優れた者を選定することにより行う。なお、残りの者についても優れた者から順に順位を付ける。

- (1) 評価委員会による企画提案書の評価
- (2) 同種業務の実績
- (3) 委託業務に要する費用

### 5 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県文化観光局文化芸術課（鳥取県庁本庁舎6階）

電話 0857 - 26 - 7839

(2) 企画提案書等作成要領の交付

企画提案書等作成要領（以下「作成要領」という。）は、平成17年7月8日（金）から同月22日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://db.pref.tottori.jp/bunkakankouhp.nsf/>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者に対しては、下記ア及びイにより、直接交付するものとする。

作成要領を入手した者で企画提案書の提出を予定するものは、作成要領に基づき、企画提案書等作成要領受領書（以下「受領書」という。）を作成し、持参又は郵便により提出すること。なお、このことは、受領書を提出していない者による企画提案書の提出を妨げるものではない。

ア 交付期間

平成17年7月8日（金）から同月22日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、作成要領に基づき、企画提案書を作成し、持参又は郵便により提出すること。なお、郵便による申込みは、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

イ 提出期限

平成17年8月5日（金）

ウ 提出場所

(1)に同じ。

(4) 質問の受付及び回答

ア 提出方法

この公告による企画提案書の提出に当たって質問がある場合には、質問書を作成し、持参又は郵便により提出すること。なお、質問に対する回答は受領書を提出した者全員に対して行う。

イ 提出期限

(2)のアに同じ。

ウ 提出場所

(1)に同じ。

6 契約の締結

4により最優秀企画提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、評価委員会による審査の結果に基づき付けられた順位の上位の者から順に契約の交渉を行う。

7 その他

詳細は、作成要領による。

---

雑 報

---

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成17年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

平成17年7月8日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 池 ノ 内 祐 司

## 1 試験の日時

平成17年10月23日（日） 午後1時から午後3時30分まで

## 2 試験の場所

鳥取市湖山町南四丁目101 鳥取大学

## 3 試験方法及び科目

次の事項につき筆記試験（（1）は択一式及び記述式、（2）は択一式）により行う。

## （1）行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 40題）

行政書士法（行政書士法施行規則を含む。）、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中から適宜出題する。

なお、法令の内容については、平成17年4月1日現在施行されているものとする。

## （2）一般教養（出題数 20題）

## 4 受験手続

## （1）提出書類

受験願書一式

## （2）提出先及び提出方法

〒100 - 0012 東京都千代田区日比谷公園 1 - 3 市政会館 1階

財団法人行政書士試験研究センター

受験願書とともに配布するあて先が印刷された封筒により配達記録郵便で郵送すること。

## （3）受付期間

平成17年8月1日（月）から同月31日（水）まで

なお、郵送による場合は、平成17年8月31日（水）までの消印があるものに限り受け付ける。

## （4）受験手数料

7,000円

## 5 問合せ先

〒100 - 0012 東京都千代田区日比谷公園 1 - 3 市政会館 1階

財団法人行政書士試験研究センター

電話 03 - 5251 - 5600

## 6 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のあるものに対しては、障害の状態により必要な措置をとることがあるので、受験申込みに先立って5の問合せ先に早めに相談すること。

## 7 合格者の発表

試験の合格者については、平成18年1月19日（木）午前9時から財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

## 8 試験案内及び受験願書の配布

## （1）郵送配布

140円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒（角2号）を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、イの請求先まで郵便で請求すること（平成17年8月23日（火）必着のこと。）。

ア 配布期間 平成17年8月1日（月）から同月23日（火）まで

イ 請求先 〒100 - 8779 東京中央郵便局留

財団法人行政書士試験研究センター

## （2）窓口配布

ア 配布期間 平成17年8月1日（月）から同月31日（水）まで



イ 配布場所等 次の表の左欄に掲げる場所で、同表の右欄に定める時間に配布する。

	配布場所	配布時間
鳥取県総務部県民室	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎内	午前8時30分から 午後5時15分まで
鳥取県中部総合事務所県民局	倉吉市東巖城町2	〃
鳥取県西部総合事務所県民局	米子市糺町一丁目160	〃
鳥取県日野総合事務所県民局	日野郡日野町根雨140 - 1	〃
鳥取県八頭県民局	八頭郡八頭町郡家100	〃
鳥取県行政書士会	鳥取市富安二丁目159 久本ビル2階	午前9時から 午後5時まで

---

正 誤

---

平成17年6月21日付鳥取県告示第509号（国土調査の成果の認証について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
9	下から11	八東町	八頭町

